

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

派遣法第23条第5項に基づき、当社の労働者派遣事業の状況に関する情報を公開します。

令和2年3月末現在

派遣労働者の数	4人
派遣先事業所数	2
マージン率	16.44%
派遣料金の平均額（1日8時間当たり）	15,136円
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間当たり）	12,648円

このマージン率の計算式

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(少数点第2位以下を四捨五入)

マージン率に含まれる費用

- ★ 社会保険料 ……健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料・雇用保険料
労災保険料などの事業主負担分
- ★ 有給休暇費用 ……派遣労働者の年次有給休暇取得時に係る賃金
- ★ 健康診断費用 ……一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用
- ★ 就業管理費用 ……派遣労働者の就業に関する費用
(教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等)
- ★ 営業費用 ……事業管理者の人件費及び活動費・法定手続費用・通信費など
事業運営のために必要な経費

教育訓練に関する事項

- ESD教育
- 情報セキュリティー教育
- 環境教育
- 5WHY分析
- ISO教育

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しています。

1. 対象となる派遣労働者の範囲 製造業に従事する派遣労働者
2. 協定の有効期間の終期 令和4年3月31日